

静岡県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、浜松市において平成20年12月26日付け県公報第2049号告示第985号及び平成21年1月30日付け県公報第2057号告示第90号により指定した土砂災害警戒区域を解除する。

令和2年1月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
浦川川上瀬戸B土砂災害警戒区域
浦川川上瀬戸C土砂災害警戒区域
中部C土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、浜松市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和2年1月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
浦川川上瀬戸B土砂災害警戒区域 浦川川上瀬戸B土砂災害特別警戒区域
中部C土砂災害警戒区域 中部C土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）